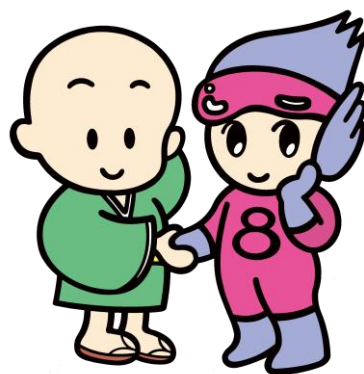


地縁による団体の法人格取得の手引

～ 自治会名義で不動産の登記ができます ～



上 郡 町



1	はじめに	1
2	地縁団体の認可要件	1
3	認可申請の手続き	3
	地縁団体の法人格取得手続きの流れ	4
4	認可申請時に提出する書類と作成上の注意事項	5
5	認可された地縁団体	6
6	認可地縁団体の性格	8
7	地縁団体規約例と作成上の留意事項	9

(資料)

様式 1	認可申請書	16
様式 2	告示事項変更届出書	17
様式 3	規約変更認可申請書	18
様式 4	保有資産目録	19
	保有資産目録記載要領	20
	保有資産目録《記載例》	22
様式 5	保有予定資産目録	23
	保有予定資産目録記載要領	24
	保有予定資産目録《記載例》	25
	議事録作成例	26
	財産目録記載例	27
	区域内居住者調書	28
	承諾書	29

(参考)

	地方自治法 (抄)	30
	地方自治法施行規則 (抄)	36
	上郡町認可申請地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例	38
	上郡町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則	42

1 はじめに

いわゆる自治会等の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下「地縁団体」という。）に従前法人格を付与する法律の規定がなかったため、当該団体名義での不動産登記ができないことから種々の問題が生じていました。

そこで、これらの制約を除去するため、平成3年に地方自治法が改正され、一定の要件を満たすことにより、法人格を取得できることとなりました。

ただし、不動産及び不動産に関する権利を現に所有せず、かつ、近い将来取得する見込みのない団体は、法人格を取得することはできません。

2 地縁団体の認可要件

- (1) 地縁団体の存する区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

(注1) 地縁団体の活動のうち、代表的なものとして「住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理」を例示したもので、必ずこの三つを行っていることを必要とするとか、この三つだけを行っていれば足りるということの意味するものではありません。地縁団体の具体的な活動が良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動に該当すれば差し支えないものです。

したがって、活動内容が、スポーツ活動のみとか、芸術活動のみとかというものは地縁団体として認められません。

(注2) 「現にその活動を行っていることと認められること」とは、地縁による団体の活動の実績報告書等により判断されるものです。

- (2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

この区域は、当該地縁団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければなりません。

(注1) 地縁団体の区域は、法人格を取得する上での重要な構成要素となっておりますので、当該団体の会員はもとより他の住民からもその区域の境界が客観的に明らかとなっていなくてはなりません。

(注2) 区域が不明確ですと、その会員の範囲が不明確となりますし、住民間のトラブルの原因となります。

(注3) 「相当の期間にわたって存続している」とは、認可に当たり新たな区域を設定したり、区域が不安定な状態にある地縁団体は認可の対象とはならないということです。

(3) その区域に住所を有するすべての個人は、会員となることができるものとし、その相当数の者が現に会員となっていること。

(注1) 会員の資格にその区域に住所を有する自然人たる個人ということ以外の条件を必要とする地縁団体は認可できません。

したがって、国籍、性別、年齢等による会員の資格制限がある地縁団体は、認可できないこととなります。

老人クラブ、婦人会等は地縁団体ではありませんが、団体内部に組織として青年部、婦人部を設けることは差し支えありません。

(注2) 会員は、個人を基礎としますから、世帯を単位とする会員は認められません。なお、規約で、世帯単位の表決ができる旨の規定は可能です。

(注3) 法人、組合は地縁団体の意思決定への参加や直接の活動等が行えないので会員とはなりませんが、側面的に地縁団体の支援は可能ですから賛助会員とはなりえます。ただし、賛助会員は総会での表決に参加できません。

(注4) 区域外に住所を有する者は会員になれません。

(4) 規約を定めていること。

(注1) 規約の作成例及び留意事項は、9ページの「7 地縁団体規約例と作成上の留意事項」を参照してください。

(注2) 規約には、必要的記載事項として次に掲げる事項が記載されていなくてはなりません。この事項の一つでも欠けていると認可はできません。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ 区域
- ④ 主たる事務所の所在地
- ⑤ 構成員の資格に関する事項
- ⑥ 代表者に関する事項
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ 資産に関する事項

3 認可申請の手続き

- (1) 地縁団体が法人格を取得するためには、地縁団体の総会の決議により認可申請する旨の意思決定が必要ですが、この総会決議は、地縁団体の規約に基づき適正に行われたものでなくてはなりません。

したがって、総会の招集等の手続等を定める規定を持たない地縁団体は、まず規約の整備をして、しかる後に総会を招集し、意思決定を行うことが必要です。

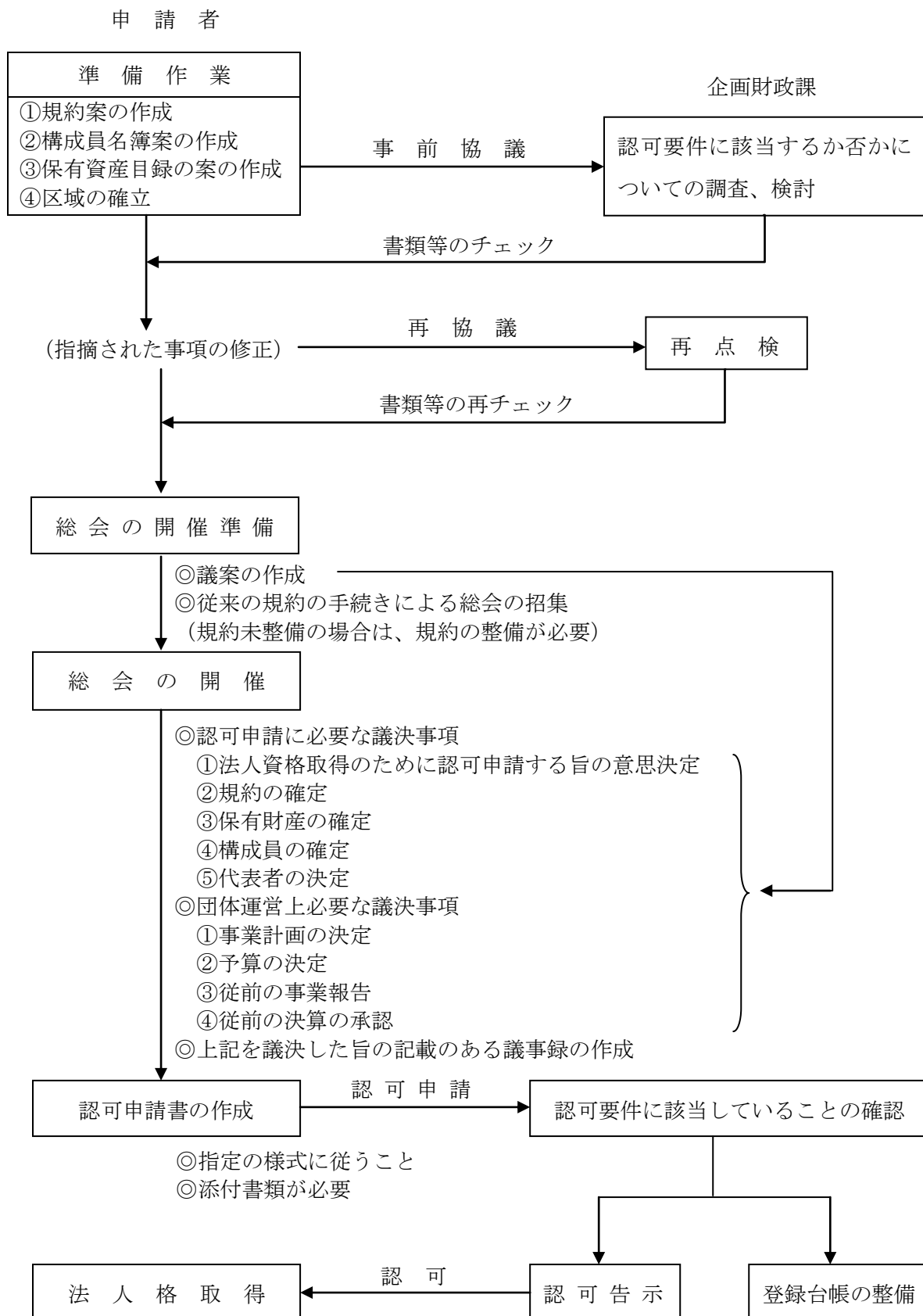
- (2) 上記の事項以外に次の事項は、認可申請するにあたり、総会の議決を得ておくことが必要です。

- ① 規約の決定
- ② 構成員の確定
- ③ 代表者の決定
- ④ 不動産等保有することとなる資産の確定

- (3) 地縁団体が法人格を取得するためには、町長が認可し、告示します。告示事項は、次のとおりです。

- ① 名称
- ② 規約に定める目的
- ③ 区域
- ④ 主たる事務所
- ⑤ 代表者の氏名及び住所
- ⑥ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ⑦ 代理人の有無（代理人があれば、その氏名及び住所）
- ⑧ 規約に解散事由を定めたときは、その事由
- ⑨ 認可年月日

地縁団体の法人格取得手続きの流れ



4 認可申請時に提出する書類と作成上の注意事項

(1) 認可申請書（様式1）・・・16ページ

- ① 様式に従って作成してください。
- ② 「地縁団体の名称」「主たる事務所の所在地」は規約に定めているものと一致しなければなりません。
- ③ 印は、印鑑登録してある印鑑である必要はありません。

(2) 規約

- ① 9ページの「7 地縁団体規約例と作成上の留意事項」を参考にして作成してください。
- ② 2ページの必要的記載事項の漏れがないようにしてください。

(3) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

- ① 総会で地縁団体の認可を申請する旨の議決が必要です。
- ② 上記の議決があったことを証するため、議長及び複数の議事録署名人の署名、押印がある議事録の写しの提出が必要です。（26ページの議事録作成例を参照のこと。）

(4) 構成員の名簿

- ① 様式の指定はありませんが、会員全員の氏名、住所を記載してください。
- ② 会員には年齢、性別による制限はありませんので、未成年者でも会員である場合は、必ず記載してください。
- ③ 区域内に住所を有する総住民数、会員数及び会員の加入率のわかる書類を添付してください。（28ページの区域内居住者調書を参照のこと。）

(5) 保有資産目録（様式4）又は保有予定資産目録（様式5）・・・19ページ、23ページ

- ① 現に不動産等を保有している地縁団体にあつては保有資産目録を、将来保有する予定のある団体にあつては保有予定資産目録を作成してください。
- ② 19ページ、23ページにあるとおり保有資産目録又は保有予定資産目録は様式が定まっていますので、20ページ、24ページの「記載要領」に従って記載してください。
- ③ 保有予定資産目録の資産の「取得予定時期」については、認可申請月日とできるだけ近接していることが望まれます。

なお、特段の事情がなければ、認可申請年月日から数月以内とすべきであると解されています。

(6) 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

- ① 前年度の事業活動報告書等で具体的な活動内容がわかるものが必要です。
- (7) 申請者が代表者であることを証する書類
 - ① 申請者を代表者に選出する旨の議決を行った議事録の写しで議長及び複数の議事録署名人の署名、押印があるもの。(26ページの議事録作成例を参照のこと。)
 - ② 申請者が代表者となることを受託した旨の承諾書の写しで申請者本人の署名、押印があるもの。(29ページの承諾書を参照のこと。)

5 認可された地縁団体

- (1) 地縁団体名義で不動産登記ができます。
 - ① 個人名義から地縁団体名義への登記変更の登記原因は「委任の終了」になります。
 - ② 上記による所有権移転については譲渡所得税は課税されません。
 - ③ 登記申請には地縁団体台帳の写しによる証明書(企画財政課発行)が必要です。

※ 登記申請については、法務局へお問い合わせください。

[地縁団体台帳の写しの申請に必要なもの]

- 地縁による団体の告示事項証明書交付請求書
- 手数料300円

- (2) 自治会の印鑑を登録することができます。

不動産登記等に必要な地縁団体の代表者の印鑑登録及び申請ができます。

手続きについては企画財政課で受け付けます。

[印鑑登録の申請に必要なもの]

- 認可地縁団体印鑑1個⇒印影が鮮明で大きさは一辺が8mm以上30mm以下
- 認可地縁団体印鑑登録申請書
- 地縁団体の代表者の上郡町に印鑑登録された印鑑

[印鑑登録証明書の申請に必要なもの]

- 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書
- 手数料300円

- (3) 告示事項の変更があったら

認可告示事項に変更があれば届出が必要です。

なお、認可告示した事項に変更があった場合、変更認可告示がなされない限り、当該変更事項は第三者に対抗できないこととなっておりますので、認可事項に変更があれば、すみやかに届出を行ってください。

[届出に必要なもの]

- 告示事項変更届出書（様式2）・・・17ページ
- 告示された事項に変更があった旨を証する書類（総会議事録の写しなど）

(4) 規約の変更があったら

規約の変更については、申請書を提出して、町長の認可を得る必要があります。規約の変更内容が告示事項の変更を伴うものは、さらに、告示事項変更届出書の提出が必要です。

[申請に必要なもの]

- 規約変更認可申請書（様式3）・・・18ページ
- 規約変更内容及び理由を記載した書類、規約変更を総会で決議したことを証する書類（総会議事録の写しなど）

(5) 課税関係について

認可を得た地縁団体は、原則として収益事業以外には課税されません。

なお、具体的な課税関係は、次のとおりです。

ア 土地、建物、その他資産に対する課税関係

① 土地、建物に対する固定資産税

当該不動産が公益目的に供されている場合は、減免対象となります。

② 有価証券等の利子、配当に対する課税関係

当該地縁団体が収益事業を営んでいない場合の利子、配当所得は、非課税

③ 土地、建物を処分する場合の課税関係

当該地縁団体が収益事業を営んでいない場合の不動産の譲渡所得は、非課税

④ 個人名義から地縁団体名義への変更については、譲渡所得は非課税

イ 法人に対する課税関係

① 法人税

(ア) 収益事業から生じた所得 課税

(イ) 収益事業から生じた所得以外の所得 非課税

② 法人町民税

③ 法人県民税

収益事業を営む地縁団体は、法人町民税、法人県民税均等割及び法人税割のいずれも課税されます。

収益事業を営まない地縁団体は、法人町民税、法人県民税均等割のみ課税されます。ただし、減免の対象となります。

(ア) 法人均等割 課税

a 法人県民税均等割額 22,000円

b 法人町民税均等割額 50,000円

ただし、公益目的に照らして、減免措置があります。(要申請)

(イ) 法人税割

a 収益事業を営む団体 課税

b 収益事業を営まない団体 非課税

④ 固定資産税

課税されます。

ただし、不動産が公益目的に供される場合は、減免措置があります。(要申請)

※ 「収益事業」とは、販売業、製造業その他政令で定める事業で、継続して事業場を設けて営まれるものをいいます。(法人税法第2条第13号)

◎収益事業の例 不動産貸付業、駐車場業、倉庫業

ウ 登記に伴う経費(個人名義から法人名義への変更に要する費用)

① 所有権移転登記(登記原因は「委任の終了」)に係わる費用

登録免許税 不動産評価額の1000分の20

② 移転登記手数料(司法書士等に依頼する場合の費用)

有料

6 認可地縁団体の性格

(1) 認可を得た地縁団体は、以後法人格を取得し、その規約に定める目的の範囲内において当該団体自身が権利を有し、義務を負うこととなります。すなわち規約に定める目的の範囲内で当該地縁団体の名義で法律行為ができることとなります。

(2) 認可を得た地縁団体が町長の指揮監督下に置かれることはありません。

これは、住民により任意的に組織されたという性格上公的な関与をできるだけ制限し、あくまでも住民の自主的な運営を期待するための措置と考えられます。

(3) 認可を得た地縁団体は、法人格を取得したことにより法的な位置付けは変わりますが、それ以外においては、従前となんら異なるものではありません。

したがって、公法人となるものではなく、また、市町村との関係も変わるものでもありません。

- (4) 認可を得た地縁団体は、法人となりますので、破産、解散及び清算については裁判所の監督の下に手続を進めてください。
- (5) 町長は、認可要件を欠く場合又は不正な手段により認可を受けた場合は認可を取り消すことができます。

7 地縁団体規約例と作成上の留意事項

規約の例を示すと次のとおりです。ただし、これは一般的な例を示したに過ぎないので、各地縁団体で規約作成に当たっては、規約例及び留意点を参考としながら各地縁団体の実情に合った定めをすることが必要です。

なお、規約には、次の事項が必ず規定されていなければなりません。

- ①目的 ②名称 ③区域 ④主たる事務所の所在地 ⑤構成員の資格に関する事項
⑥代表者に関する事項 ⑦会議に関する事項 ⑧資産に関する事項

規 約 例	留 意 点
<p style="text-align: center;">〇〇自治会規約</p> <p>第1章総則 (目的) 第1条 本会は、次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。 (1) 美化・清掃等区域内の環境の整備 (2) 集会施設の維持管理 (3) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡 (4) 〇〇〇〇 (5) 〇〇〇〇 (名称) 第2条 本会は、〇〇〇自治会と称する。</p> <p>(区域) 第3条 本会の区域は、赤穂郡上郡町 △△番、□□番から××番まで、☆☆番から★★番まで及び▼▼番の区域とする。</p> <p>(主たる事務所) 第4条 本会の主たる事務所は、兵庫県赤穂郡上郡町▲▲番地に置く。</p>	<p>① 「規約」でなくても「会則」、「規則」等でも差し支えありません。</p> <p>① 「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」が目的である旨の記載が必要です。 ② スポーツや芸術などの特定の活動のみを目的とするような記載は、認められません。 ③ この目的の範囲内において団体は権利義務を有することとなるので、活動内容をできるだけ具体的に記載してください。</p> <p>① 地方自治法上では、名称については、特別の制限はありません。したがって、「〇〇自治会」等の名称で差し支えありません。ただし、他の法令等で名称の使用制限がある場合は、これに従ってください。 (例：商工会でないものが「商工会」という名称は使用できません。)</p> <p>① 団体の区域が客観的に明らかなものとして定められている必要がありますので、町又は字及び地番又は住居表示により表示されることが望ましいですが、河川や道路等による区域の表示(〇〇町のうち△△川の北の区域)も、その区域が客観的に一義的なものとして認識できるものであれば可能です。</p> <p>② 区域の地番については、切り図等で確認してください。</p> <p>① 「主たる事務所」とは、団体について1を限りとして設けられた事務所のことで、その所在地が当該団体の住</p>

<p style="text-align: center;">第2章 会員 (会員)</p> <p>第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。</p> <p style="text-align: center;">(会費)</p> <p>第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(入会)</p> <p>第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。</p> <p>2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。</p> <p style="text-align: center;">(退会等)</p> <p>第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したもとする。</p> <p>(1) 第3条に定める区域に住所を有しなくなった場合</p> <p>(2) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合</p> <p>2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。</p> <p style="text-align: center;">第3章 役員 (役員の種別及び定数)</p> <p>第9条 本会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長1人</p> <p>(2) 副会長〇人</p> <p>(3) その他の役員〇人</p> <p>(4) 監事〇人</p>	<p>所となります。</p> <p>② 主たる事務所の所在地については、別段制限がありませんが、代表者の住所又は集会施設の所在地とするのが一般的です。</p> <p>③ 記載例のように具体的な地番で定めること他「本会の主たる事務所は、代表者の自宅に置く。」という規定も可能です。</p> <p>① 区域に住所を有する者は、誰でも会員になりうることを定めるものであり、年齢、性別、国籍等による制限はできません。</p> <p>② 区域外の者は、会員にはなれません。</p> <p>③ 団体は、自然人たる個人を基礎とするものですから、世帯を会員とすることはできません。</p> <p>④ 区域に住所を有する法人、組合等は会員とはなれませんが、賛助会員とすることは可能です。この場合は、第2項として「本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。」と規定することが適当です。ただし、賛助会員は表決権等の団体の意思決定には関与できません。</p> <p>① 会費は会員にとっても団体にとっても重要な事項ですので、規約に金額を定めるか、総会において決するものと規約で定める必要があります。ただし、規約で金額を定めた場合は、その変更の都度、規約変更の手続が必要となりますので、第36条に規定する総会の議決が必要となります。</p> <p>② 賛助会員を予定している場合は、第2項として「賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。」と規定することが適当です。</p> <p>① この規定は、新規に入会を希望する者の入会手続を定めたものです。書式は、入会しようとする者の意思が明確に確認できるものである必要があります。</p> <p>① 第5条の趣旨から、不合理な入会制限は許されません。</p> <p>② 「正当な理由」とは、その者の加入により、当該団体の目的及び活動が著しく阻害されることが社会通念上明らかであると認められる場合等です。</p> <p>① 本人の退会の意思が確認できるものである必要があります。</p> <p>② 本人の退会の意思にいかなる制約も加えることはできません。</p> <p>③ 長期の会費滞納等の義務違反に対して会員の資格停止等の資格を制限する規定は、厳格な要件を定め慎重な手続の下に行うような扱いとすることが必要と考えられます。</p> <p>① 必ず会長を1人置くことが必要です。</p> <p>② 第11条第2項の関連で、副会長を置くことが必要です。</p> <p>③ その他の役員は、「会計」、「書記」等の具体的な名称で定めても差し支えありません。</p> <p>④ 監事は1人又は複数人置くことが適当です。</p>
---	--

<p>(役員を選任)</p> <p>第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。</p> <p>2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。</p> <p>(役員職務)</p> <p>第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。</p> <p>3 監事は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。</p> <p>(2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。</p> <p>(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。</p> <p>(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。</p> <p>(役員任期)</p> <p>第12条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。</p> <p>第4章 総会</p> <p>(総会種別)</p> <p>第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。</p> <p>(総会構成)</p> <p>第14条 総会は、会員をもって構成する。</p> <p>(総会権能)</p> <p>第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要事項を議決する。</p> <p>(総会開催)</p> <p>第16条 通常総会は、毎年度決算終了後3か月以内に開催する。</p> <p>2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 会長が必要と認めたとき。</p>	<p>① 監事が会長、副会長及びその他の役員と兼職することは、会務の執行を監査する役職上避ける必要があります。</p> <p>① 法律上団体の代表権は代表者（会長）1人に帰属しますので、会長が事故等により代表権を行使しえなくなったときに備えて副会長が会長の職務を代行する旨を規定しておくことが望ましいです。</p> <p>② 「会計」、「書記」等の設置を具体的に定める場合は、「会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。」、「書記は、会務を記録する。」等職務を明らかにしておくことが適当です。</p> <p>① 法律上特に任期の定めはありませんが、著しく短期間は業務執行の一貫性確保に問題がありますし、あまりにも長期の期間は種々の弊害が生じますので、短くても1年、長くても4年程度にするのが適当です。</p> <p>② 役員解任の手続を定める場合は、選任の手続と同様の定めをすることが必要です。</p> <p>① 総会は、団体の運営に関する事項のうち、規約により役員に委任したものを除き全ての事項について議決できます。</p> <p>なお、規約の改正等法律により総会の専権事項とされているものについては、規約をもってしても他へ委任できません。</p> <p>② 総会で議決すべきものの例示は、次のとおりです。</p> <p>ア 事業計画の決定</p> <p>イ 事業報告の承認</p> <p>ウ 予算の決定</p> <p>エ 決算の承認</p> <p>① 総会は、地方自治法第260条の13の規定により、少なくとも毎年1回は開催しなければいけません。</p> <p>② 地方自治法260条の4の規定により、年度終了後3か月以内に財産目録を作成する必要があることから、事業報告及び決算を作成し、その承認を行うために、通常総会を年度終了後3か月以内に開催する必要があります。</p> <p>③ 年度当初から総会開催までの間は予算が成立していなくて支出行為ができないので、第33条第2項のように規定しておくことが適当です。</p>
--	---

<p>(2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。</p> <p>(3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。</p> <p>(総会の招集)</p> <p>第17条 総会は、会長が招集する。</p> <p>2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。</p> <p>(総会の議長)</p> <p>第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。</p> <p>(総会の定足数)</p> <p>第19条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。</p> <p>(総会の議決)</p> <p>第20条 総会の議事は、この規約で別に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(総会の議決権)</p> <p>第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。</p> <p>2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。</p> <p>(1) 会費決定に関する事項</p> <p>(2) 事業計画及び予算の決定・変更に関する事項</p> <p>(3) 事業報告書、収支計算書、財産目録及び監査結果等の承認に関する事項</p> <p>(4) 自治会公民館管理運営に関する事項</p> <p>(5) ○○○○○○</p> <p>(6) ○○○○○○</p> <p>(総会の書面表決等)</p> <p>第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって</p>	<p>① 5分の1の数は規約によって増減できます。ただし、この数を増やすことにより実質的に総会開催請求権を奪うような定めはできません。</p> <p>① 総会を招集するには、地方自治法第260条の15の規定により、少なくとも5日前までに会員に会議の目的である事項を示して通知しなければなりません。</p> <p>① 総会の議長は、必ず会員の中から選出する必要があります。</p> <p>② 会長は、会員の中から選任されているので、「総会の議長は、会長がこれにあたる。」と規定しても差し支えありません。</p> <p>① 法律上定足数の定めはありませんが、このように規定しておくことが適当と考えられます。</p> <p>② 定足数には、第22条の書面表決を行った会員及び委任により代理行使した会員数を含みます。</p> <p>① 法律上議決に要する会員数の定めはありませんが、このように規定することが適当と考えられます。</p> <p>② 議決数には、第22条の書面表決を行った会員及び委任により代理行使した会員の数を含みます。</p> <p>③ 「この規約で別に規定するもの」とは、特定の事項について出席会員の3分の2(4分の3)以上の賛成を要することとするような定めをおくことです。</p> <p>④ 「可否同数のときは、議長の決するところによる。」とは、議長は、会員としての固有の表決権を行使するほか、議長としての表決権も行使することができるという意味です。</p> <p>① 会員から表決権を奪うような定めは絶対に許されません。</p> <p>② 表決権は、会員1人1票を原則とします。</p> <p>③ 未成年者の表決権の行使にあたっては、民法第5条の規定により法定代理人の同意を要することになります。したがって、親権者の同意又は代理により行使することとなります。</p> <p>① この規定は、前項の1人1票の原則の例外として、世帯全体で1票とするものです。</p> <p>② この規定により、世帯単位で表決権を行使する場合でも、各個人の表決権を奪うことはできませんので、世帯の代表者1人に個人の表決権を委任することにより世帯の表決権を行使することとなります。</p> <p>③ どの事項がこれに該当するかについては、世帯単位で活動し、意思決定を行うことが沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限られるものでなければなりません。したがって、規約変更、財産処分、解散の議決はこれには該当しません。又、役員を選任等をこれに該当させることも好ましくありません。</p> <p>① 総会における表決権の行使は、会員自らが出席して行使するのが原則ですが、会員数がきわめて多数の場合に</p>
---	---

<p>表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。 (総会の議事録)</p> <p>第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び場所 (2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む。) (3) 開催目的、審議事項及び議決事項 (4) 議事の経過の概要及びその結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。</p> <p>第5章 役員会 (役員会の構成)</p> <p>第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。 (役員会の権能)</p> <p>第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。</p> <p>(1) 総会に付議すべき事項 (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項 (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項 (役員会の招集等)</p> <p>第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。</p> <p>2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。</p> <p>3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも○日前までに通知しなければならない。 (役員会の議長)</p> <p>第27条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。 (役員会の定足数等)</p> <p>第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。</p> <p>第6章 資産及び会計 (資産の構成)</p> <p>第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 別に定める財産目録記載の資産 (2) 会費 (3) 寄附金品 (4) 活動に伴う収入 (5) 資産から生ずる果実 (6) その他の収入 (資産の管理)</p> <p>第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。 (資産の処分)</p> <p>第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち総会で定めるものを処分し、又は担保に供しようとするときは、総会において4分の3以上の議決を要する。 (経費の支弁)</p> <p>第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。 (事業計画及び予算)</p> <p>第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会</p>	<p>この原則を徹底すると事実上総会の開催が困難となるので、この規定を置くことが適当です。</p> <p>① 会議が有効に成立し、有効に議決されたことを証明するために議事録を作成することが必要です。 ② 議事録は、認可申請、告示事項変更届、規約変更認可申請等に必要となります。</p> <p>① 団体の最高意思決定機関は総会ですが、事実上の執行に関する事項は役員会で決定することが適当です。 ② 監事は、会務の執行を監査する職務上、会務の執行方針を決定する役員会に参画しないことが適当です。</p> <p>① 財産目録の記載例は27ページのとおりです。 ② 財産目録は、法律上設立時及び毎年(年度)始め3か月以内に作成されなくてはなりません。</p> <p>① 資産の管理、運用等は役員会の定めるところにより会長が執行することが適当です。</p> <p>① 団体の活動上重要な固定資産の処分等については、総会の特別の議決(4分の3以上の議決)により行うことが適当と考えられます。</p> <p>① 日常の出納事務は、会計を設けた場合は、会計が担当します。 ① 事業計画及び予算の議決を年度開始前に行う場合は、</p>
---	--

<p>計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合は、会長は、総会において予算が議決されるまでの間、前年度の予算を基準として収入支出することができる。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。</p> <p>(会計年度)</p> <p>第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり翌年〇月〇日に終わる。</p> <p>第7章 規約の変更及び解散 (規約の変更)</p> <p>第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、上郡町長の認可を受けなければ変更することができない。</p> <p>(解散)</p> <p>第37条 本会は、地方自治法第260条の20第2号、第3号、第4号及び第5号の規定により解散する。</p> <p>2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の議決を得なければならない。</p> <p>(残余財産の処分)</p> <p>第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。</p> <p>第8章 雑則 (備付け帳簿及び書類)</p> <p>第39条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決</p>	<p>年度終了後3か月以内に事業報告、財産目録の調整及び決算の承認のためさらに通常総会の開催が必要となりますが、第16条第1項のように通常総会を年度終了後3か月以内に1回しか開催しないと定めた場合は、総会開催前に予算が成立していないので、第2項のように定めておくことが適当です。</p> <p>① 会計年度の定めについては、別段制限はありませんが、一般的には、4月1日から3月31日まで又は1月1日から12月31日までと定めていることが多いようです。</p> <p>① 規約の変更は、地方自治法第260条の3第1項の規定により総会の専権事項となっています。したがって、役員会等の規定により変更する旨の規定はできません。</p> <p>② 議決定数の「4分の3」は変更できますが、団体の根本規則である規約の変更は団体において重要事項と考えられますから、少数の会員の意思によって変更されることがないように慎重な検討が必要です。</p> <p>③ 規約の変更については、地方自治法第260条の3第2項の規定により町長の認可を受けなければその効力を生じません。</p> <p>④ 規約変更認可申請書の書式は様式3(18ページ)のとおりです。</p> <p>① 解散事由は次のとおり ア 破産 イ 認可の取消し ウ 総会員の4分の3以上の同意による総会の決議 エ 会員の欠亡</p> <p>② ア、イ及びエの事由により団体は当然に解散することとなります。</p> <p>③ ウについては、総会の専権事項であり、議決定数の趣旨についても規約変更の場合と同様です。</p> <p>④ なお、①の他に特別な解散事由を定めることもできます。</p> <p>① 左のように定める方法と特定の個人等を残余財産の帰属権利者として定める方法といずれの方法でも可能ですが、営利法人に寄付したり、会員に分配するような定めは地縁による団体としての目的からして適当ではありません。また、法人化の当初から解散時の残余財産の具体的処分先を明らかにすることは困難でもあります。</p> <p>② 議決定数の趣旨については、規約変更及び解散の議決の場合と同様です。</p> <p>① 規約施行上の細則等を定めることについては、会長又</p>
--	---

<p>を経て、会長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は、○年○月○日から施行する。</p> <p>2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。</p> <p>3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から○年○月○日までとする。</p>	<p>は役員会等に委任する旨の総会の議決が必要です。 細則としては、総会の議事運営規程、弔慰金支給規程、旅費規程等が考えられます。</p> <p>① 認可後に認可年月日を記入します。</p> <p>② なお、「上郡町長の認可の日から施行する。」と規定しても差し支えありません。</p> <p>① 年度中途に設立認可を予定する場合は、この規定が必要です。</p> <p>① 年度中途に設立認可を予定する場合は、この規定が必要です。</p>
--	---

様式 1

平成 年 月 日

上郡町長

様

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏 名 印
住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 保有資産目録又は保有予定資産目録
- 5 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 6 申請者が代表者であることを証する書類

様式2

平成 年 月 日

上郡町長 様

地縁による団体の名称及び主たる

事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

印

住 所

告示事項変更届出書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があった事項及びその内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

【添付書類】

告示された事項に変更があった旨を証する書類（総会議事録の写しなど）

様式3

平成 年 月 日

上郡町長

様

地縁による団体の名称及び主たる

事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

印

住 所

規約変更認可申請書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

保 有 資 産 目 録

団体の名称 _____

(平成 年 月 日現在)

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

① 建物

名 称	延床面積	所 在 地

② 土地

地 目	面 積	所 在 地

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所 在 地

(2) 地域的な活動を行うためのその他の資産

資 産 の 種 類 及 び 数 量

保有資産目録記載要領

1 (1)

① 建物

- ◇ 名称・・・〇〇自治会集会所、△区公民館等の名称が付されている場合はこれによること。そうでない場合は、「集会所」「事務所」「居宅」等の区分によること（参照：不動産登記規則（平成17年法務省令第18号。以下「規則」という。）

第113条

規則第113条

「建物の種類は、建物の主たる用途により、居宅、店舗、寄宿舍、共同住宅、事務所、旅館、料理店、工場、倉庫、車庫、発電所及び変電所に区分して定め、これらの区分に該当しない建物については、これに準じて定めるものとする。」

- ◇ 延床面積・・・規則第115条に基づき各層ごとに算出された床面積を合計したものであること。

規則第115条

「建物の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線（区分建物にあつては、壁その他の区画の内側線）で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てるものとする。」

- ◇ 所在地・・・市区町村内の地番（不動産登記法（平成16年法律第123号。以下「法」という。）第35条、規則第98条）及び家屋番号（法第45条、規則112条）まで記載すること。

② 土地

- ◇ 地目・・・規則第99条に定める区分により定めるものとする。

規則第99条

「地目は、土地の主たる用途により、田、畑、宅地、学校用地、鉄道用地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び雑種地に区分して定めるものとする。」

- ◇ 面積・・・規則第100条に定める「地積」と同一とすること。

規則第100条

「地積は、水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一（宅地及び鉱泉地以外の土地で十平方メートルを超えるものについては、一平方メートル）未満の端数は、切り捨てる。」

- ◇ 所在地・・・市区町村内の地番（法第35条、規則第98条）まで記載すること。

※ 立木の所有権

1 (1) ②土地の「地目」を「樹種」に、「面積」を「数量」に読み替えて記載すること。

- ◇ 所在地・・・立木ニ関スル法律（明治42年法律第22号）第15条第1項第1号の事項に留意すること。

立木ニ関スル法律第15条第1項第1号

「樹木カー筆ノ土地ノ一部分ニ生立スル場合ニ於テハ其ノ部分ノ位置及地積、其ノ部分ヲ表示スヘキ名称又ハ番号アルトキハ其ノ名称又ハ番号」

2 (1)

◇ 権 原・・・法第3条各号に掲げる権原のうち「所有権」を除くものとする事。
(地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権、採石権)

◇ 不動産の種類・・・土地、建物及び立木の区分による事。

◇ 所在地・・・原則として1に同じ。

2 (2)

◇ 資産の種類及び数量・・・国債、地方債、社債といった区分により、銘柄（社債の場合は「〇〇会社物上担保付社債）、国債及び地方債の場合は「〇分利付〇債」、券面金額及び取得金額を記入すること。

保有資産目録

〇〇自治会

平成24年4月1日現在

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

① 建物

名 称	延床面積	所 在 地
〇〇公民館	60.5㎡	赤穂郡上郡町〇〇86番地

② 土地

地 目	面 積	所 在 地
宅地	42.6㎡	赤穂郡上郡町〇〇86番地

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所 在 地

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資 産 の 種 類 及 び 数 量			
1. 国債	八分利付国債	券面金額 20 万円	取得金額 22 万円
2. 社債	自治株式会社	物上担保付社債	券面金額 80 万円 所得金額 95 万円

様式5

保有予定資産目録

団体の名称 _____

(平成 年 月 日現在)

1 不動産

不動産の種類	保有予定不動産の取得予定時期	購入等の相手方	保有予定不動産の所在地

2 不動産に関する権利等

資産の種類	権 原	権原取得の予定時期

保有予定資産目録記載要領

1 不動産・・・所有権を取得する予定不動産について記入すること。

- 不動産の種類・・・土地、建物及び立木の区分による。

- 取得予定時期・・・売買等により不動産の所有権を取得する予定時期を、少なくとも年月まで記載すること。

なお、この「取得予定時期」は、認可申請年月日とできる限り近接していることが望まれる。

- 所在地・・・原則として市区町村内の地番（建物の表示登記において家屋番号が登記されている場合には家屋番号）まで記載するものとするが、住居表示によっても差し支えない。

2 不動産に関する権利等

- 資産の種類・・・不動産の場合は、土地、建物及び立木の区分による。

金融資産の場合は、国債、地方債、社債といった区分により記入すること。

- 権原・・・不動産の場合には、法第3条各号に掲げる権原のうち「所有権」を除くものとする。（地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権、採石権）

- 取得予定時期・・・1に同じ。

< 記 載 例 >

保 有 予 定 資 産 目 録

〇 〇 自 治 会
平成24年4月1日現在

1 不動産

不動産の種類	保有予定不動産の取得予定時期	購入等の相手方	保有予定不動産の所在地
建物	平成24年10月1日	円心 太郎	赤穂郡上郡町〇〇番地

2 不動産に関する権利等

資産の種類	権 原	権原取得の予定時期
土地	地上権	平成24年10月1日

議 事 録 作 成 例

通 常（ 臨 時 ） 総 会 議 事 録

- 1 開催の日時 平成○年○月○日（○）
- 2 開催の場所 ○○集会所
- 3 総 会 員 数 ○人
- 4 出席会員数 ○人（うち代理人○人、書面表決者○人）
- 5 出席者氏名 別紙出席者名簿のとおり
- 6 議 事

総会開会にあたり、○○○○会長から本総会は総会員数の過半数の出席により総会が有効に成立した旨の報告があった。

- (1) 議長選任の件
会長が議長に○○○○氏を選任し、満場一致で承認された。
- (2) 議事録署名人選任の件
議長により出席者の中から○○○○氏及び○○○○氏の2名が議事録署名人に選任され、満場一致で承認された。
- (3) 第1号議案 法人格取得の件
(質疑応答の要旨及び結果を明記すること。以下各議題につき同じ。)
.....について、本議案は原案どおり承認可決された。
- (4) 第2号議案 規約に関する件
.....について、本議案は原案どおり承認可決された。
- (5) 第3号議案 保有資産に関する件
.....について、本議案は原案どおり承認可決された。
- (6) 第4号議案 構成員に関する件
.....について、本議案は原案どおり承認可決された。
- (7) 第5号議案 事業計画及び収支予算に関する件
.....について、本議案は原案どおり承認可決された。
- (8) 第6号議案 役員に関する件
.....について、本議案は原案どおり承認可決された。
- (9) 第7号議案 法人格取得認可申請の代表者選任に関する件
会長より法人格を取得するための認可申請手続きにあたり、代表者の選任が必要であるため、会長○○○○がその任にあたることとしたい旨の提案がある。
.....について、本議案は原案どおり承認可決された。

以上をもって議事を全部終了し、 時 分に閉会した。

上記の議決を明確にするため、議長及び議事録署名人が次に署名押印する。

平成 年 月 日
議 長 氏 名 ㊟
議事録署名人 氏 名 ㊟
議事録署名人 氏 名 ㊟

財 産 目 録 記 載 例

(財産目録)

平成 年 月 日

区 分	所在数量等	金 額 (評価額)	備 考
(資産の部)			
I 流動資産			
1 現金預金			
(1) 現金			
現金手許有高			
(2) 当座預金			
〇〇銀行△△支店			
(3) 普通預金			
〇〇銀行△△支店			
2 未収会費			
〇〇年度会費××人			
II 固定資産			
1 土地			
2 建物			
3 構築物			
4 車輛運搬具			
5 什器備品、応接セット			
6 電話加入権			
7 有価証券			
〇分利国債			
資 産 合 計		A	
(負債の部)			
I 流動負債			
預り金			
II 固定負債			
長期借入金			
〇〇銀行△△支店			
負 債 合 計		B	
差引正味財産 (A - B)			

(注) 1 法人設立時に、確実に法人に帰属する財産をもって作成すること。

2 備考の欄には、寄附者その他を記入すること。

区域内居住者調書

1 区域内居住者数 ○○○人

2 自治会加入者数 ○○○人

3 加入率 ○○○%

4 未加入の理由

区域内にあるアパートには、単身者や転勤者が多く、自治会加入をすすめても申込みがない。又、加入世帯の家族であっても、未成年者が未加入である。

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

○○自治会

会長 ○○○○○○ 印

承 諾 書

平成 年 月 日の〇〇自治会総会
において、法人格取得申請についての自治会
代表者に選出されましたので、これを承諾し
ます。

平成 年 月 日

承諾者 住所 赤穂郡上郡町 番地
氏名 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇〇自治会 御中

地 方 自 治 法 （ 抄 ）

第260条の2 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

(1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

(2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

(3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

(4) 規約を定めていること。

3 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) 区域

(4) 主たる事務所の所在地

(5) 構成員の資格に関する事項

(6) 代表者に関する事項

(7) 会議に関する事項

(8) 資産に関する事項

4 第2項第2号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。

5 市町村長は、地縁による団体が第2項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第1項の認可をしなければならない。

6 第1項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。

7 第1項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

- 8 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。
- 9 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。
- 10 市町村長は、第1項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があったときも、また同様とする。
- 11 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があったときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。
- 12 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第10項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。
- 13 認可地縁団体は、第10項の告示があるまでは、認可地縁団体となったこと及び第10項の規定に基づいて告示された事項をもって第三者に対抗することができない。
- 14 市町村長は、認可地縁団体が第2項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により第1項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
- 15 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第4条及び第78条の規定は、認可地縁団体に準用する。
- 16 認可地縁団体は、法人税法（昭和40年法律第34号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第2条第6号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第37条の規定を適用する場合には同条第4項中「公益法人等とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに」と、同法第66条の規定を適用する場合には同条第1項及び第2項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第3項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び）」とする。
- 17 認可地縁団体は、消費税法（昭和63年法律第108号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第3に掲げる法人とみなす。
- 第260条の3 認可地縁団体の規約は、総構成員の4分の3以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 第260条の4 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年1月から3月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。
- 2 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第260条の5 認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。

第260条の6 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

第260条の7 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第260条の9 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

第260条の10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

第260条の11 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

第260条の12 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

- (1) 財産の状況を監査すること。
- (2) 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

第260条の13 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

第260条の14 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

2 総構成員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の5分の1の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

第260条の15 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも5日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従ってしなければならない。

第260条の16 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によって行う。

第260条の17 認可地縁団体の総会においては、第260条の15の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第260条の18 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

2 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。

3 前二項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

第260条の19 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

第260条の20 認可地縁団体は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 規約で定めた解散事由の発生
- (2) 破産手続開始の決定
- (3) 認可の取消し
- (4) 総会の決議
- (5) 構成員が欠けたこと。

第260条の21 認可地縁団体は、総構成員の4分の3以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第260条の22 認可地縁団体はその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

第260条の23 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

第260条の24 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

第260条の25 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

第260条の26 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

第260条の27 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- (1) 現務の結了

(2) 債権の取立て及び債務の弁済

(3) 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第260条の28 認可地縁団体の清算人は、その就職の日から2箇月以内に、少なくとも3回の公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、2箇月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除斥することができない。

3 認可地縁団体の清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第1項の公告は、官報に掲載してする。

第260条の29 前条第1項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

第260条の30 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第1項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第260条の31 解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定した者に帰属する。

2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかったときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。

3 前2項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

第260条の32 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

第260条の33 認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第260条の34 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- (1) 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件
- (2) 解散及び清算の監督に関する事件
- (3) 清算人に関する事件

第260条の35 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

第260条の36 裁判所は、第260条の25の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。

第260条の37 認可地縁団体の清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

第260条の38 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第260条の36中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

第260条の39 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法（明治31年法律第14号）により、50万円以下の過料に処する。

- (1) 第260条の22第2項又は第260条の30第1項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- (2) 第260条の28第1項又は第260条の30第1項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

地方自治法施行規則（抄）

第18条 地方自治法第260条の2第2項に規定する申請は、同条第1項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- (1) 規約
- (2) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- (3) 構成員の名簿
- (4) 申請時に不動産又は不動産に関する権利等（以下この号において「不動産等」という。）を保有している団体にあつては保有資産目録、申請時に不動産等を保有することを予定している団体にあつては保有予定資産目録
- (5) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- (6) 申請者が代表者であることを証する書類
- (7) 特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人をいう。以下同じ。）が地方自治法第260条の2第1項に規定する認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。以下同じ。）に移行する場合には、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第44条の2第1項に規定する総務大臣が定める基準を満たすことを明らかにする書類
- (8) 特定一般社団法人又は特定一般財団法人（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第41条第3項に規定する特定一般社団法人又は同項に規定する特定一般財団法人をいう。以下同じ。）が認可地縁団体に移行する場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第23条第6項に規定する総務大臣が定める基準を満たすことを明らかにする書類

2 前項の申請書並びに保有資産目録及び保有予定資産目録の様式は、別記のとおりとする。

第19条 地方自治法第260条の2第10項に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で当該各号に定める事項について行うものとする。

- (1) 地方自治法第260条の2第1項の認可を行った場合
 - イ 名称
 - ロ 規約に定める目的
 - ハ 区域
 - ニ 主たる事務所
 - ホ 代表者の氏名及び住所
 - ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
 - ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
 - チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
 - リ 認可年月日

ヌ 前条第1項第7号又は第8号に該当する場合には、当該各号の基準を満たすときは、その事由

ル 前条第1項第7号又は第8号に該当する場合には、当該特例民法法人又は特定一般社団法人若しくは特定一般財団法人(以下「特例民法法人等」という。)から承継した財産の種類及び数量

(2) 解散した場合(破産による場合を除く。)

- イ 名称
- ロ 区域
- ハ 主たる事務所
- ニ 清算人の氏名及び住所
- ホ 解散事由
- ヘ 解散年月日

(3) 清算終了の場合

- イ 名称
- ロ 区域
- ハ 主たる事務所
- ニ 清算人の氏名及び住所
- ホ 清算終了年月日

(4) 前2号の場合及び破産による場合を除くほか、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があつた場合
告示した事項のうち変更があつた事項及びその内容

2 前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。

第20条 地方自治法第260条の2第11項に規定する届出は、認可地縁団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があつた旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

2 前項の場合において、特例民法法人等から認可地縁団体に移行した団体の代表者は、解散した特例民法法人等の残余財産の全部を取得したことを証明する義務を負うものであること。

3 第1項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

第21条 地方自治法第260条の2第12項に規定する請求は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出することにより行うものとする。

2 市町村長は、第19条(第1項第1号ルを除く。)に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があつたときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。

3 前項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

第22条 地方自治法第260条の3第2項の規定による規約の変更の認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

上郡町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、上郡町の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体のうち地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第260条の2第1項の規定に基づく町長の認可を受けたもの（以下「認可地縁団体」という。）の代表者等に係る印鑑（以下「認可地縁団体印鑑」という。）の登録及び証明に関する事務について、必要な事項を定めるものとする。

(登録資格)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者（以下「代表者等」という。）は、認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる。

- (1) 認可地縁団体の代表者
- (2) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第19条第1項第1号に規定する職務代行者
- (3) 法第260条の9に規定する仮代表者
- (4) 法第260条の10に規定する特別代理人
- (5) 法第260条の24又は第260条の25に規定する清算人

(登録の申請)

第3条 認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、認可地縁団体印鑑登録申請書（以下「登録申請書」という。）に登録を受けようとする印鑑を添えて自ら町長に申請しなければならない。

2 前項の場合において、登録申請書の代表者等の氏名の次に押印する印鑑は、当該代表者等が住所を有する地方公共団体の印鑑の登録及び証明に関する規定により登録されている個人の印鑑（以下「個人印鑑」という。）とし、当該印鑑の印鑑登録証明書を添付しなければならない。

(印鑑の登録)

第4条 町長は、前条の申請があったときは、当該登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則第21条第2項の規定により作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録証明書の記載事項及び印影と照合するほか、当該登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、認可地縁団体印鑑登録原票（以下「印鑑登録原票」という。）を作成して認可地縁団体印鑑の登録をするものとする。

2 町長は、前項の印鑑登録原票に次に掲げる事項を登録するものとする。

- (1) 印影
- (2) 登録番号
- (3) 登録年月日
- (4) 認可地縁団体の名称
- (5) 認可地縁団体の事務所の所在地
- (6) 認可地縁団体の認可年月日
- (7) 登録資格
- (8) 代表者等の氏名
- (9) 代表者等の生年月日
- (10) 代表者等の住所

3 町長は、前項に掲げる事項のほか、認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関し必要と認める事項を登録することができる。

4 町長は、前2項に規定する事項を登録した印鑑登録原票については、磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製することができる。

（登録印鑑）

第5条 登録することができる認可地縁団体印鑑は、1認可地縁団体につき1個に限るものとする。

2 前条第1項の規定にかかわらず、町長は、登録申請に係る印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該認可地縁団体印鑑の登録をすることができない。

(1) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの

(2) 印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの

(3) 印影を鮮明に表しにくいもの

(4) 他の団体のものと誤認するおそれのあるもの

(5) 個人印鑑

(6) 前5号に掲げるもののほか、町長が登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として不適当と認めるもの

（登録印鑑の亡失届）

第6条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者（以下「印鑑登録者」という。）は、当該認可地縁団体印鑑を亡失したときは、直ちに認可地縁団体印鑑亡失届書によりその旨を町長に届け出なければならない。

2 第3条第2項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同項中「登録申請書」とあるのは「認可地縁団体印鑑登録亡失届書」と読み替える。

3 町長は、第1項の届出があったときは、当該届出に係る認可地縁団体印鑑の登録を抹消しなければならない。

（登録廃止の申請）

第7条 印鑑登録者は、当該認可地縁団体印鑑の登録を廃止しようとするときは、認可地縁団体印鑑登録廃止申請書に当該認可地縁団体印鑑及び個人印鑑を押印して、自ら町長に申請しなければならない。

2 第3条第2項の規定は、前項の申請について準用する。この場合において、同項中「登録申請書」とあるのは「認可地縁団体印鑑登録廃止申請書」と読み替える。

3 町長は、第1項の申請があったときは、当該申請に係る認可地縁団体印鑑の登録を抹消しなければならない。

（登録事項の修正）

第8条 町長は、法第260条の2第11項の規定による届出により、印鑑登録原票の登録事項に変更（認可地縁団体印鑑の登録の抹消に係るものを除く。）があったときは、当該変更に係る事項につき、職権で印鑑登録原票の登録事項を修正するものとする。

（登録の職権抹消）

第9条 町長は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、職権により認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。

(1) 印鑑登録者の登録資格に変更が生じたとき。

(2) 法第260条の20の規定により認可地縁団体が解散したとき。

(3) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により登録印鑑として適当でないと認められるとき。

(4) 前3号に掲げるときのほか、町長が認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたと認めるとき。

2 町長は、前項第3号又は第4号の事由により認可地縁団体印鑑の登録を抹消したときは、認可地縁団体印鑑登録抹消通知書により当該印鑑登録者に通知しなければならない。

3 町長は、第1項の規定により認可地縁団体印鑑の登録を抹消したときは、当該認可地縁団体印鑑登録原票に抹消年月日及び抹消事由を記載し、これを除票として保管するものとする。

(印鑑登録原票の改製)

第10条 町長は、印鑑登録原票が汚損したときその他必要と認めるときは、印鑑登録者にその旨を通知し、その認可地縁団体印鑑の提示を求め、印鑑登録原票を改製することができる。

(認可地縁団体印鑑登録証明書の交付の申請)

第11条 印鑑登録者は、認可地縁団体印鑑登録証明書(以下「印鑑登録証明書」という。)の交付の申請をするときは、認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書に当該認可地縁団体印鑑を押印して、自ら町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書に押印した認可地縁団体印鑑の印影及び当該申請書の記載事項と印鑑登録原票の登録事項及び地縁団体台帳の記載事項とを照合し、当該申請が適正であることを確認して、当該申請者に印鑑登録証明書を交付するものとする。

(印鑑登録証明書)

第12条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し(印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置(これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。)により読み取って磁気テープに記録したものに係るプリンターからの打ち出しを含む。以下同じ。)について証明するものとし、併せて次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 認可地縁団体の名称
- (2) 認可地縁団体の事務所の所在地
- (3) 登録資格
- (4) 代表者等の氏名
- (5) 代表者等の生年月日

2 前項に規定する印鑑登録証明書は、印影の写しが鮮明になるような方法により複写して作成するものとし、印鑑登録原票に登録されている印影の写しであることに相違ない旨を記載するものとする。

(代理人による申請等)

第13条 地方自治法施行規則第19条第1項第1号トに規定する代理人を置いている団体にあつては、委任状により当該代理人による申請又は届出をすることができる。この場合において、第3条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者の代理人」と、第4条第1項中「代表者等」とあるのは「代表者等の代理人」と、第6条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」と、第7条第1項及び第11条第1項中「印鑑登録者」とあるのは「印鑑登録者の代理人」と読み替えるものとする。

(事実の調査)

第14条 町長は、認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関し必要があると認めるときは、関係者に対し質問をし、又は必要な事項について調査することができる。

(手数料)

第 15 条 印鑑登録証明書に係る手数料は、上郡町手数料徴収条例（平成 12 年条例第 3 号）に定めるところによる。

(閲覧の禁止)

第 16 条 町長は、印鑑登録原票その他認可地縁団体印鑑の登録又は証明に関する書類を閲覧に供してはならない。

(上郡町行政手続条例の適用除外)

第 17 条 この条例の規定により町長が行う処分その他公権力の行使に当たる行為については、上郡町行政手続条例（平成 8 年条例第 21 号）第 2 章及び第 3 章の規定は、適用しない。

(委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

上郡町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、上郡町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成24年条例第 号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請書等の様式)

第2条 次の各号に掲げる申請又は届出は、当該各号に定める申請書又は届書を提出して行うものとする。

- (1) 条例第3条に規定する認可地縁団体印鑑登録申請書（様式第1号）
- (2) 条例第6条に規定する認可地縁団体印鑑登録亡失届書（様式第2号）
- (3) 条例第7条に規定する認可地縁団体印鑑登録廃止申請書（様式第3号）
- (4) 条例第11条に規定する認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（様式第4号）

2 次の各号に掲げる書類は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第4条に規定する認可地縁団体印鑑登録原票（様式第5号）
- (2) 条例第9条第2項に規定する認可地縁団体印鑑登録抹消通知書（様式第6号）
- (3) 条例第11条に規定する認可地縁団体印鑑登録証明書（様式第7号）

(文書保存期間)

第3条 認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する文書の保存期間は、次のとおりとする。

- (1) 抹消された認可地縁団体印鑑登録原票 抹消された日から5年間
- (2) 前号に掲げるもの以外のもの 受理された日から3年間

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

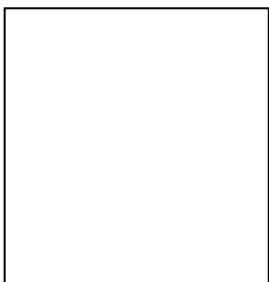
1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。

認可地縁団体印鑑登録申請書

年 月 日

上郡町長 様

登録しようとする
認可地縁団体印鑑



認可地縁団体の名称			
認可地縁団体の主たる事務所の所在地			
(登録資格)	()	生年月日	年 月 日
氏名	印		
住所			

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者 本人
 代理人 (条例第 13 条の代理人に限る。)

住所
氏名



(注意事項)

- この申請は本人が自ら手続してください。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 登録しようとしている認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- (資格)氏名欄の氏名の次に押印する印は、当町において登録されている代表者等の個人の印を使用してください(代理人による申請の場合も、必ず代表者等の個人の印を押印してください。)
- (登録資格)氏名欄の()には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 申請者欄は、申請者が代理人の場合のみ住所・氏名を記入の上、代理人の印を押印してください。

様式第 2 号(第 2 条関係)

認可地縁団体印鑑登録亡失届書

年 月 日

上郡町長 様

認可地縁団体の名称			
認可地縁団体の主たる事務所の所在地			
(登録資格) 氏 名	() 印	生 年 月 日	年 月 日

上記のとおり認可地縁団体印鑑を亡失したので届け出ます。

申請者 本人
 代理人(条例第 13 条の代理人に限る)

住所
氏名

印

(注意事項)

- 1 この申請は本人が自ら手続してください。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録している認可地縁団体印鑑を亡失された場合には、当町において登録されている個人の印鑑を添付してください。
- 3 (登録資格)氏名欄の()には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

年 月 日

上郡町長 様

廃止しようとする
認可地縁団体印鑑

認可地縁団体の名称			
認可地縁団体の主たる事務所の所在地			
(登録資格) 氏 名	() 印	生 年 月 日	年 月 日

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

申請者 本人
 代理人(条例第 13 条の代理人に限る)

住所
氏名

印

(注意事項)

- この申請は本人が自ら手続してください。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 登録している認可地縁団体印鑑を亡失された場合には、当町において登録されている個人の印鑑を添付してください。
- (登録資格)氏名欄の()には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

年 月 日

上郡町長 様

登録されている
認可地縁団体印鑑

認可地縁団体の名称			
認可地縁団体の主たる事務所の所在地			
(登録資格)	()	生 年 月 日	年 月 日
氏 名	印		

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書__枚の交付を申請します。

申請者 本人
 代理人(条例第 13 条の代理人に限る。)

住所
氏名

印

(注意事項)

- この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- (登録資格)氏名欄の()には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

認可地縁団体印鑑登録原票

印 鑑	
--------	--

備 考

印鑑登録番号		印鑑登録年月日		登録抹消年月日	
認可地縁団体の名称					
認可地縁団体の主たる事務所の所在地					
(登録資格)	()		生 年 月 日	年 月 日	
氏 名					
住 所					
認可地縁団体の認可年月日					
登 録 事 項 修 正					

第 号

年 月 日

様

上郡町長

印

認可地縁団体印鑑登録抹消通知書

貴地縁団体の印鑑の登録を下記のとおり抹消したので通知します。

記

1 印鑑登録番号

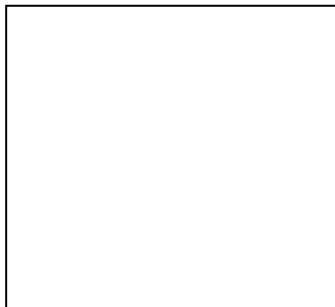
2 印鑑登録年月日

3 登録抹消年月日

4 抹消の理由

認可地縁団体印鑑登録証明書

印影



認可地縁団体の名称			
認可地縁団体の主たる事務所の所在地			
(登録資格) 氏名	()	生 年 月 日	年 月 日

この写しは、登録された印影に相違ないことを証明します。

年 月 日

上郡町長

印